

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事故時の措置命令
概要	ばい煙発生施設等について故障、破損等の事故が発生し、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき、その事故の拡大又は再発の防止に必要な措置をとることを命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第17条第3項
処分基準	大気汚染防止法第17条第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	